

**行政減量・効率化有識者会議ヒアリング説明資料
(独立行政法人福祉医療機構)**

**平成19年10月31日
厚生労働省**

独立行政法人福祉医療機構の沿革と事業

社会福祉事業振興会
(昭和29年設立)

医療金融公庫
(昭和35年設立)

社会福祉・医療事業団
(昭和60年設立)

独立行政法人福祉医療機構
(平成15年10月1日設立)

() は平成18年度実績

【従前からの実施事業】

福祉医療貸付事業 (S29年～)

融資実績 2,765億円
融資残高 3兆3,116億円

退職手当共済事業 (S36年～)

退職手当支給総額 881億円
被共済職員数 68万5,415人
退職手当支給者数 7万3,791人

心身障害者扶養保険事業 (S45年～)

年金支払額 105億円
加入者数 9万3,582人
受給者数 4万3,028人

長寿・子育て・障害者基金事業 (H元年～)

助成金額 32億円
助成件数 842事業
出資金 約 2,800億円

【他団体からの承継事業】

年金担保貸付事業 (H13年～) 年金福祉事業団より

融資金額 2,104億円
融資件数 21万4,187件
融資残高 1,993億円

労災年金担保貸付事業 (H16年～) 労働福祉事業団より

融資金額 55億円
融資件数 3,840件
融資残高 53億円

承継年金住宅融資等債権管理回収業務 (H18年～)

回収額 (国庫納付額) 5,707億円
融資残高 (金額) 3兆2,895億円
(件数) 63万8,211件

年金資金運用
基金より

承継教育資金貸付あっせん業務 (H18年～)

あっせん金額 26億円
あっせん件数 2,906件

整理合理化案のポイント

平成 18 年度中に政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえて、1 年前倒しで融資業務等の見直しを行い、昨年 12 月 24 日の行政改革推進本部決定を踏まえた業務の見直しを行う。

事務・事業の見直し

福祉医療貸付事業

融資対象の重点化

融資対象の限定等

500床以上の病院 政策優先度の高い医療部門（小児医療、周産期医療等）整備に限定

500床未満の病院 政策優先度の高い地域医療を実施する病院の整備を優先

長期運転資金融資は災害復旧、制度改正等の緊急的なものに限定

融資対象の廃止

病院の 機械購入資金融資を廃止

薬局、衛生検査所等の整備・運転に係る融資の廃止

融資率の引き下げ

介護関連施設に対する融資率の引き下げ

協調融資の拡大

介護関連施設に限定 福祉貸付全体に拡大

新規融資額の縮減

平成24年度における融資枠を平成17年度の融資実績と比較して2割程度削減する

その他の事業

運営費交付金の廃止

年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業、承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、平成20年度より**運営費交付金を廃止**する方針

一部事業の廃止

平成20年度より福祉医療経営指導事業のうち**閉業医承継支援事業を廃止**する

年金担保貸付事業にかかる貸付原資の自己調達化

平成20年度より**財政融資資金の借入れを行わない**こととする

資産債務の整理

実物資産の処分

保有している実物資産(職員宿舎等)について、利用状況や老朽化に伴う修繕等の経費増額を考慮し、中期計画期間中に**売却等処分を検討**する(現在、所有宿舎23施設のうち7施設の処分を検討)。

運用の徹底した効率化

経費節減の徹底等

一般管理費等の経費について、中期計画において明確な**削減目標(年間3%程度)を設定**し、継続的な削減に努める。

「随意契約見直し計画」に基づき、極力、競争入札や公募等による契約に改めることとし、**随意契約の比率を抑制**する。平成20年以降順次見直し

整理合理化案見直しの考え方

論点1：年金担保貸付事業について、必要性や適切性を再検討

創設の経緯

恩給、共済年金制度との官民格差の是正を図るとともに、高齢者や障害者等の社会的弱者の一時的な資金需要を支え、かつ生活困窮に陥らないようにするために国会において議員修正により創設された制度である。（昭和50年11月より開始）

事業を行うことのメリット

支給されている年金を担保として返済させることにより償還確実性が高まり、かつ事務処理コストを低く抑えられ、低金利で融資を行っている。

（貸付利率：福祉医療機構 2.1%（平成19年10月31日現在））

貸付に当たっては、高齢者等が生活困窮に陥らないよう配慮。

（生活保護受給者には貸付を行わない（福祉部局等から情報取得）、高齢者等が生活困窮に陥らない貸付となるよう確認）

事業廃止による懸念

高齢者等が生活していく中で、一時的な支出に対応する小口資金を低利で融資を行う制度として、年間21万人を超える年金生活をしている高齢者等の生活を支えることで、生活の自立と安定を確保しているものであり、当該業務を廃止した場合、例えば医療費等の緊急一時的な支出が必要になった場合などに、こうした方々の生活基盤が崩れる恐れがある。

（参考）貸金業者の貸付利率は10%～20%のケースが多い。

事業の適正化のための取り組み

現在は、生活保護受給者の自立を促す観点から（独）福祉医療機構において、地方公共団体の福祉部局等から生活保護受給者の情報を取得し、生活保護受給者には年金担保貸付を行わないこととしている。（福祉施策の一環としての位置付けからくる考え方）

また、（独）福祉医療機構においては、貸付に当たり、

本人が生活困窮に陥ることなく年金を主な支えとして自立した生活を維持できる貸付となるように確認を行うこととし、

当該貸付による不適切な支出を誘発したりすることがないよう審査の適正化を図ることとしている。

具体的には、以下の取り組みを行っている。

生活保護の実施機関における対応

ア 下記の被保護者に関する情報を、厚生労働省（生活保護担当部局）へ提供。

- ・ 生活保護受給中の者のうち、過去に年金担保貸付を受けたことがある者。

イ 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者が再度借入をし、保護申請を行う場合には、当該申請者の急迫状況等を勘案し、生活保護の申請を却下することを検討。

ウ 生活保護受給中の者に対し、以下の点を周知。

- ・ 生活保護受給中には年金担保貸付を受けられないこと。
- ・ 年金担保貸付を受けている場合には生活保護を受けることができないこと。

厚生労働省（生活保護担当部局）における対応

- ・ 生活保護の実施機関における対応中の被保護者に関する情報を（独）福祉医療機構へ提供。

（独）福祉医療機構における対応

- ・ 貸付申込時（金融機関窓口）において、生活保護受給中でないことを申告により確認するとともに、申込者に対し返済期間中に生活困窮に陥ることのないよう借入額及び各期返済額について、よく検討するよう指導。
- ・ 年金担保融資借入申込書に年金担保利用者は原則として生活保護は受けられない旨を記載。
- ・ 厚生労働省から提供された情報により、貸付申込者が生活保護を受給していないか確認を行い、生活保護受給中である場合には、貸付を行わない。

論点2： 承継教育資金貸付けあっせん業務の廃止に向けた早期の検討

終期の検討

承継教育資金貸付けあっせん業務については、独立行政法人福祉医療機構法等において、次期年金財政検証（平成21年度を目途として実施）の際に業務の実施状況を踏まえ終期を検討するものと規定されており、業務の実施状況を注視しつつ、国民生活金融公庫の情勢も踏まえながら、適切に対応することとしている。

(参考)

独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)抄

附則

(業務の特例)

第五条の二(略)

3 機構は、別に法律で定める日までの間、第十二条第一項及び前二項に規定する業務のほか、厚生労働大臣の認可を受けて、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第二項又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付を受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者(国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律の規定による組合員又は加入者を除く。次項において同じ。)で厚生労働省令で定める要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことをその業務とすることができる。

年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)抄

附則

(別に法律で定める日の検討)

第三十一条 前条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法(以下この条において「新機構法」という。)附則第五条の二第三項の別に法律で定める日については、施行日後一回目以降の厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し及び国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通しが作成される際に、新機構法附則第五条の二第三項に規定する業務の実施状況を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定めるものとする。

(参考) 福祉医療機構にて行っている業務

国民生活金融公庫・沖縄振興開発金融公庫が行う「国の教育ローン(年金教育資金貸付：一定の要件を満たす厚生年金又は国民年金の被保険者の子弟等の教育に必要な資金の融資)」について、あっせん申込者の被保険者期間を確認のうえ、国民生活金融公庫等へ融資をあっせんする業務。

論点3： 事務・事業の合理化等による役職員構成や定員配置等の見直し

業務実態を踏まえた組織の見直し、スリム化

組織及び人員配置については、現中期目標期間において、効率的な業務運営を行うため業務実態を踏まえた組織の見直し及びスリム化を図るため部門の廃止やポストの削減等を適宜行ってきたところである。

独法設立時～平成19年度までの組織のスリム化

部の廃止 2部廃止 保険部及び監査部の廃止（組織のスリム化の観点から比較的業務の性格が重なっている共済部と保険部の統合及び内部監査の強化のため監事との連携を目的に監査部門を総務部へ移管）

部長ポストの削減	（ 11ポスト	9ポスト：	2ポスト）
次長ポストの削減	（ 4ポスト	3ポスト：	1ポスト）
課長ポストの削減	（ 41ポスト	37ポスト：	4ポスト）

平成18年度から承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の承継により1部新設
（1部長ポスト・1次長ポスト・4課長ポスト増）

組織体制と人員配置の見直し

今後は、平成18年12月24日に行政改革推進本部決定された『主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性における指摘事項を踏まえた見直し案』の趣旨を踏まえ、関係事業部門の業務連携等により、業務量に応じた効率的かつ効果的な業務運営を行うための組織体制、人員配置及び人材育成のあり方について検討を行い、次期中期目標期間において整備を図ることとしている。

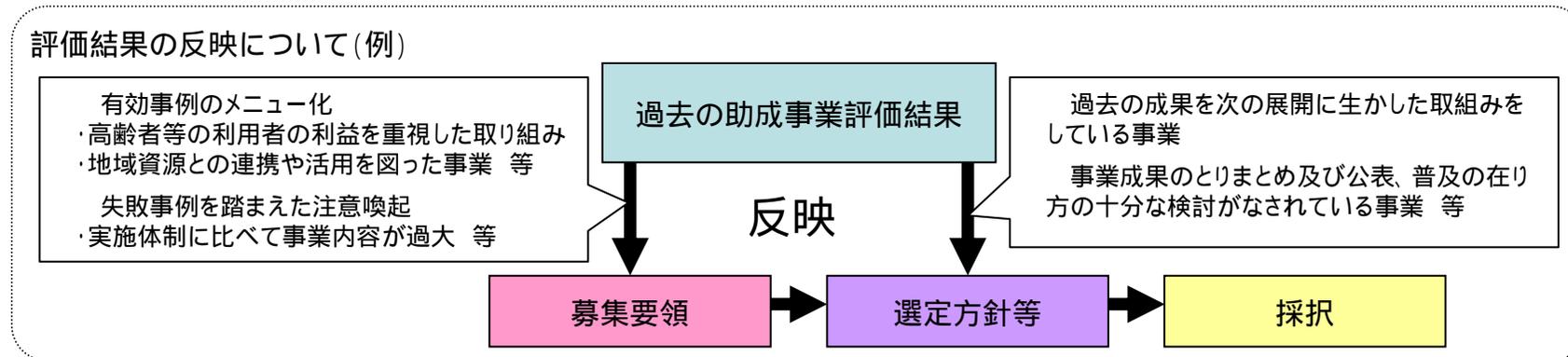
あわせて、人件費についても、「行政改革の重要方針」（平成17年12月14日閣議決定）に示された総人件費改革の趣旨を踏まえた縮減を図ることとしている。

具体的には、福祉医療貸付事業の業務量に応じた組織体制・人員配置の見直し、また、経営指導の経営改善支援事業への重点化のための組織再編の検討等を行うこととしている。

論点4： 長寿・子育て・障害者基金事業については、評価結果を踏まえた助成配分基準への反映、助成法人・団体の固定化の防止

評価結果を反映した助成

評価結果を反映した助成を実施(H14助成事業分よりPDCAサイクルの仕組みの導入)



「事業」に着目した助成の実施

助成対象は、全国に普及する必要性のある事業や独創性・先駆性のある事業もしくは地域に密着している事業で、テーマや重点助成分野については、毎年見直しを図っており、あくまで「事業」に対して助成するものであり、特定の団体に対する助成を目的としたものではない。

平成19年度助成団体数 1,016団体 うち新規助成882団体 (87%)

優良事例の全国普及への取り組み

評価の高い優良事例を全国に普及させるため、平成18年度に創設した「地方分モデル事業」では、今年度から子育て関連のテーマに加え、長寿・高齢者・障害者関連のテーマを設定し、ジャンルを幅広くすることにより、応募団体の間口を広げ、より多くの団体が対応できることとしている。

論点5：福祉医療貸付事業については、民間金融機関等との協調の促進、役割分担の明確化

融資の重点化による民間金融機関との役割分担の明確化

民間金融機関では困難な融資に限定

国の重要政策に即した融資への重点化と民間金融機関では融資が難しい中小病院の施設整備に対する融資への限定

病院の長期運転資金を、災害復旧、制度改正や金融環境の変化に伴う経営悪化への対応など緊急的なものに限定等を実施し、民業補完のより一層の徹底及び役割分担の明確化を図ることとしている。

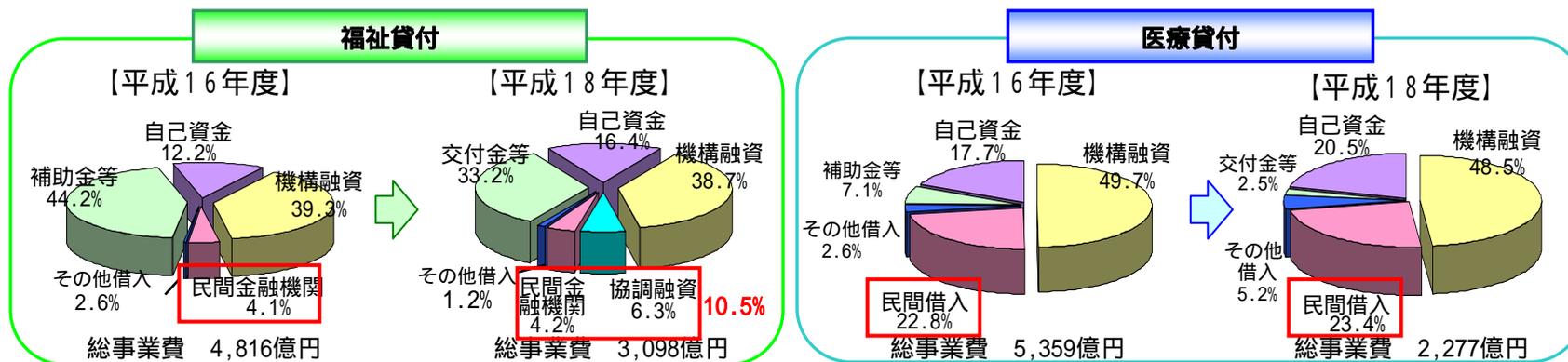
民間でできることは民間へ（機構融資のスリム化）

民間金融機関が融資を行いやすい株式会社等が主な設置主体となっている薬局、衛生検査所等に対する融資や当機構の融資実績が少ない、病院の機械購入資金等に係る融資については廃止

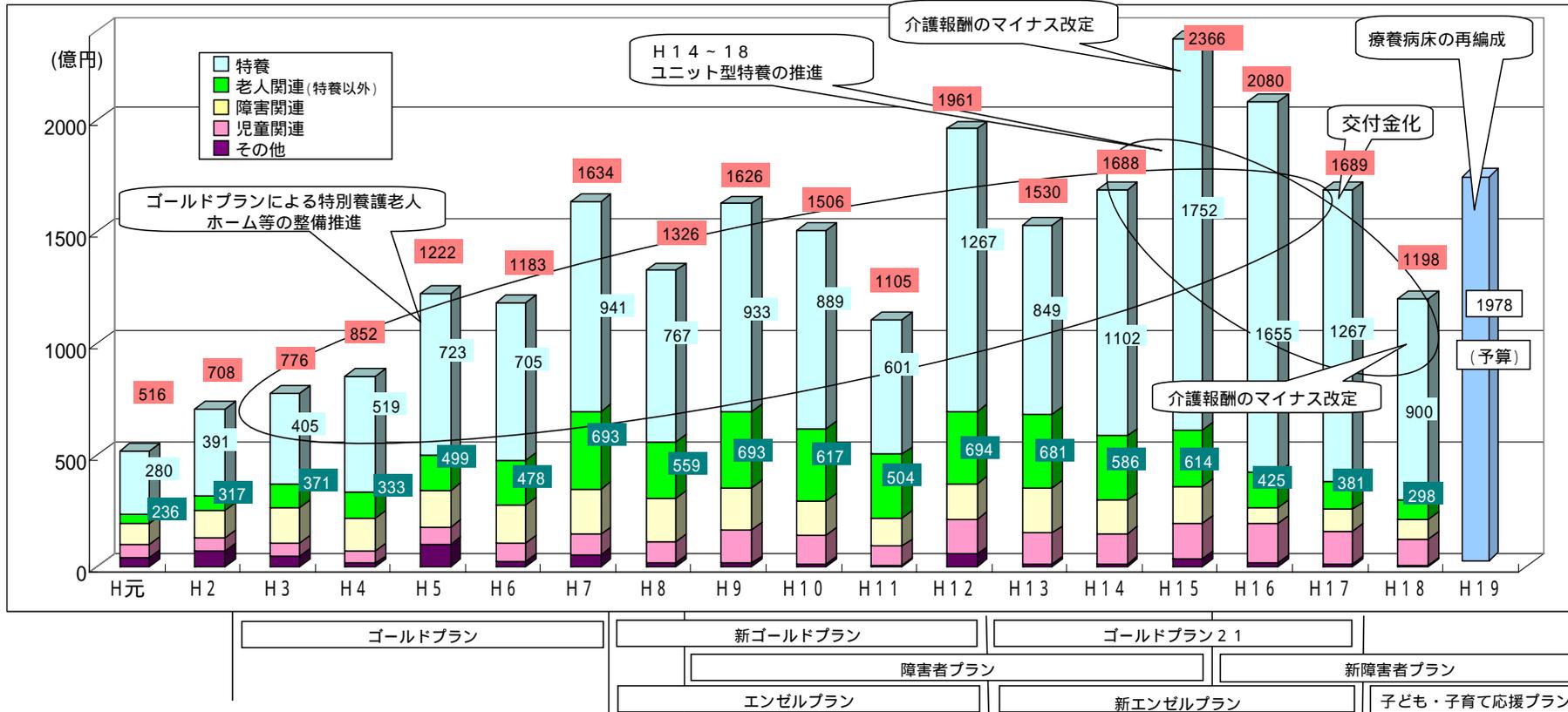
社会福祉事業への融資に係る協調融資の促進

福祉貸付においては、**平成17年度より**、社会福祉法人が民間金融機関から資金調達を円滑に行えるよう、**当機構と民間金融機関との間で協調融資制度の運用を開始**しているが、現在介護関連施設に限定している対象範囲を平成20年度から福祉貸付全体に拡大することにより、民間金融機関との協調の促進を図ることとしている。**【福祉貸付における機構：民間 = 9：1 8：2】**
 (平成16年度) (平成18年度)

(参考) 機構融資及び民間融資の割合等の推移



福祉貸付事業における借入申込受理額の推移（実績ベース）



政策と連動した機動的な対応

ゴールドプラン（特別養護老人ホーム等の整備）等の計画的な整備需要への対応（H2～H16）
 最優遇条件（融資率90%、貸付金利：財投同率）での資金提供
 ユニット型特養の整備推進開始（H14～） 融資率80%～90%
 制度変更に伴う特別貸付の実施

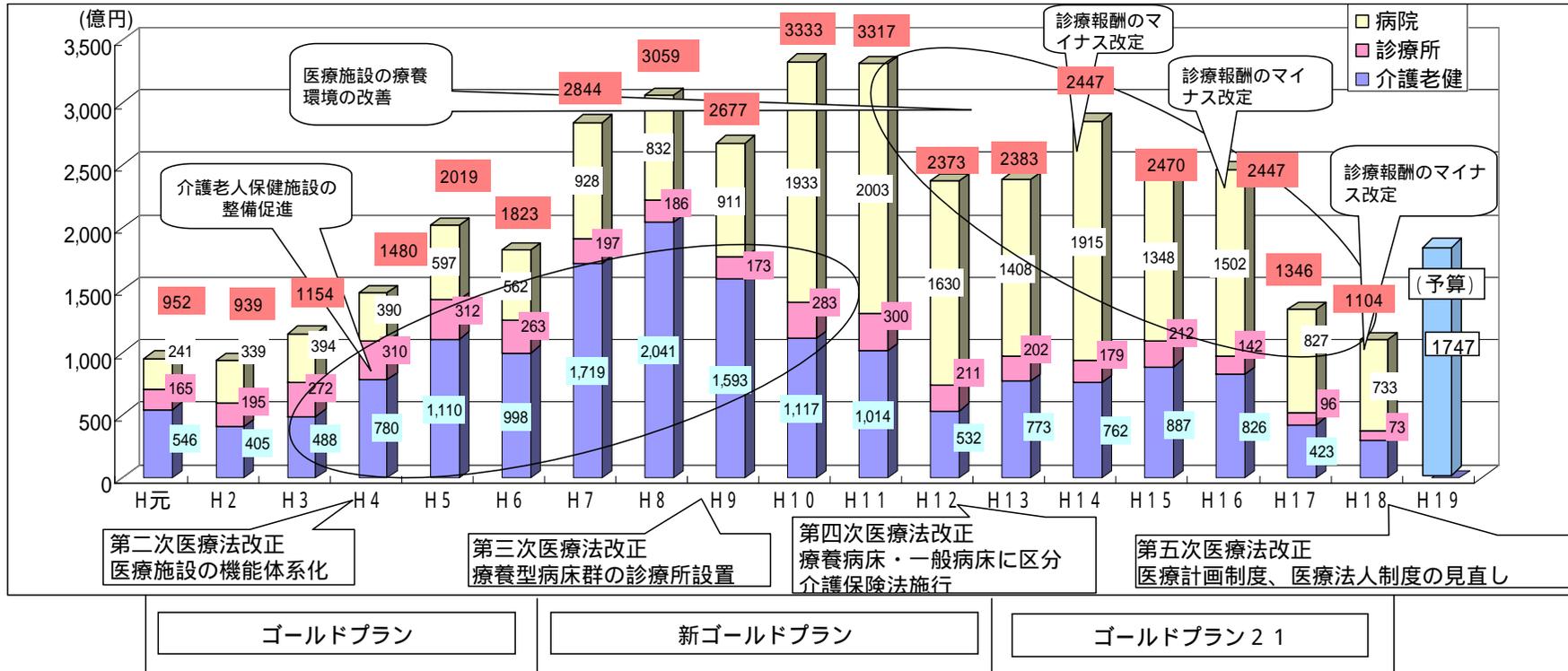
- ・H12：介護保険法導入（つなぎ融資）
- ・H15：支援費制度導入（つなぎ融資）
- ・H16、17：補助金減額による資金需要への対応（特別貸付）
- ・H18：障害者自立支援法導入（つなぎ融資）

災害・アスベスト・耐震化への貸付条件の緩和
 （無利子貸付、金利引下げ、融資率引上げ）

重点化への取り組み

- ・民間金融機関との協調融資制度の運用開始（H17～）
- ・介護関連施設の融資率の引下げ90%
75%（H17～）
- ・民間金融機関との協調融資制度の対象範囲の拡大（H20～）

医療貸付事業における借入申込受理額の推移（実績ベース）



政策と連動した機動的な対応

ゴールドプラン（介護老人保健施設整備）等の計画的な整備需要への対応（H2～H16）
 最優遇条件（融資限度額の段階的引上げ 融資率90%、貸付金利：財投同率）での資金提供
 病院の療養環境改善への対応
 医療施設近代化補助事業への優遇措置（H11年：融資率90%、貸付金利：財投同率）
 金融環境変化による特別貸付の実施（H15～）
 災害・アスベスト・耐震化への貸付条件の緩和（金利引下げ、融資率引上げ）

重点化への取り組み

- ・薬局等の融資率の引下げ：80% 70%（H10～）
- ・疾病予防運動施設等の限度額の引下げ：7.2億 6億（H11～）
- ・老人保健施設の融資率の引下げ：90% 75%（H17～）
- ・病院融資の小児医療・救急等の重要政策への重点化と中小病院への限定（H20～）
- ・病院の機械購入資金融資の廃止、薬局等6貸付対象への融資をすべて廃止（H20予定）

論点6： 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業について、事業規模の縮小又は民間委託

福祉医療経営指導事業の見直し

経営指導の必要性

貸付事業を行う上で、その貸付先である法人等の経営面の支援や指導を行うことは、貸付債権の適正な管理を行う観点から必要不可欠なものと考えている。

経営改善支援事業の重点化

度重なる診療・介護報酬の引下げ等により、特に中小の医療・福祉施設の経営環境が益々悪化している状況にある。

そのため、医療・福祉施設の経営安定化を支援する個別経営指導事業について、従来の問題点把握のための経営診断・指導に加え、公認会計士等外部専門家の活用等により問題点の解決に重点を置いた経営診断・指導（経営改善支援事業）に重点化を図る。

（参考）社会福祉法人経営の現状と課題

（平成18年8月 社会福祉法人経営研究会：社会福祉法人経営者、学識者等を中心にメンバーを構成）

- ・ 今後、福祉医療機構を中心に、定量的な経営判断指標等の組み合わせにより、法人経営基盤の強化に繋がる合併等の最も適切な組み合わせやタイミングの研究を行うとともに、経営統合や経営分離などの手法や手順について、ノウハウの蓄積を進めることにより、それらの相談や指導の窓口としての機能強化を図る必要がある。
- ・ 更に、機構のノウハウを、各種セミナー、研修会等を通じて都道府県社会福祉協議会・都道府県社会福祉施設経営者協議会に配置されている経営指導員に広め、その資質の向上を図っていくことが考えられる。

福祉保健医療情報サービス事業の見直し

民間委託の活用

WAMNET事業の情報システムについては、情報内容（コンテンツ）の企画を除き、システムの開発や介護保険指定事業者情報などの運用管理については既に民間委託を実施しているところである。

システムの最適化による費用の削減

現在、「業務・システム最適化計画」を策定しており、その中で、

情報システムの調達については随意契約から一般競争入札へ切り替える。

アクセス数、CPU使用率の実態に合わせた機器のダウンサイジング（規模縮小）などの最適化を図ることにより情報システムに係る費用の削減を図ることとしている。

**行政減量・効率化有識者会議ヒアリング参考資料
(独立行政法人福祉医療機構)**

**平成19年10月31日
厚生労働省**

行政減量・効率化有識者会議ヒアリング参考資料

参考1	年金積立金還元融資関係業務等の変遷	2
	年金担保貸付事業の実績	3
	年金教育資金貸付けあっせん業務の実績	4
参考2	長寿・子育て・障害者基金事業	5
	助成区分助成実績の推移	6
参考3	次期中期目標における融資業務の見直しについて	7
	福祉医療貸付の対象・条件（平成19年度）	8
	最近の福祉・医療改革の動向	9
	特別養護老人ホームにおける個室化・ユニットケアの推進について	12
	地域密着型の新しい介護サービスの基盤の整備	13
	医療の必要性に応じた療養病床の再編成	14
参考4	福祉医療経営指導事業	15
参考5	福祉保健医療情報サービス事業	16

年金担保貸付事業の実績

(単位：件、百万円)

	貸付件数	貸付金額	貸付残高件数	貸付残高
昭和50年度	7,559	3,583	7,551	3,179
昭和51年度	10,890	5,418	15,304	4,086
昭和52年度	17,535	10,656	20,101	7,940
昭和53年度	21,081	13,386	27,113	10,153
昭和54年度	31,027	21,130	37,978	15,665
昭和55年度	40,210	29,663	49,686	22,940
昭和56年度	50,832	41,045	64,834	32,443
昭和57年度	59,596	49,362	77,498	39,945
昭和58年度	77,860	66,162	98,418	51,883
昭和59年度	82,057	69,367	115,420	56,170
昭和60年度	95,147	82,099	126,180	64,715
昭和61年度	104,642	95,393	134,963	73,178
昭和62年度	100,422	93,621	139,930	75,059
昭和63年度	94,971	91,794	136,466	74,093
平成元年度	85,685	84,105	124,420	66,024
平成2年度	81,194	83,775	114,142	70,673

(単位：件、百万円)

	貸付件数	貸付金額	貸付残高件数	貸付残高
平成3年度	70,631	75,491	113,002	66,758
平成4年度	83,568	91,577	118,527	76,692
平成5年度	83,947	97,194	125,417	84,390
平成6年度	84,273	99,474	126,657	84,859
平成7年度	89,584	110,674	123,703	88,079
平成8年度	102,858	128,956	141,667	102,106
平成9年度	104,634	131,972	148,853	109,076
平成10年度	129,550	165,864	172,860	131,493
平成11年度	134,744	173,359	186,984	143,970
平成12年度	158,812	201,089	212,754	167,957
平成13年度	167,773	205,602	158,831	154,325
平成14年度	195,471	232,680	269,190	206,574
平成15年度	204,540	236,391	299,105	215,863
平成16年度	210,824	239,779	309,484	219,062
平成17年度	217,146	229,166	322,988	212,872
平成18年度	214,187	210,360	329,929	199,333
合計	3,213,250	3,470,187	—	—

平成12年度までは年金福祉事業団、平成13年度以降は旧社会福祉・医療事業団（現独立行政法人福祉医療機構）における実績である。

年金教育資金貸付けあっせん業務の実績

(単位：件、百万円)

	あっせん		貸付状況	
	件数	金額	件数	金額
平成6年度	9,140	8,126	3,070	2,719
平成7年度	13,818	12,033	12,712	10,909
平成8年度	13,625	12,046	10,227	8,881
平成9年度	13,459	11,927	10,953	9,551
平成10年度	10,314	9,048	8,947	7,753
平成11年度	8,853	7,713	6,792	5,821
平成12年度	7,012	6,140	5,812	4,968
平成13年度	5,716	5,006	4,479	3,829
平成14年度	4,482	3,950	3,724	3,230
平成15年度	4,130	3,653	3,379	2,936
平成16年度	3,643	3,240	2,909	2,561
平成17年度	3,348	2,984	2,810	2,479
平成18年度	2,906	2,591	2,259	1,978
累計	100,446	88,457	78,073	67,616

(注1)「あっせん」は、独立行政法人福祉医療機構（平成12年度以前は年金福祉事業団、平成13年度～平成17年度は年金資金運用基金）において、国民生活金融公庫等に対してあっせんを行った実績である。

(注2)「貸付状況」は、国民生活金融公庫等における年金教育資金貸付の実績である。

(参考2)

長寿・子育て・障害者基金事業

▶長寿・子育て・障害者基金事業

高齢者、障害者の在宅福祉、子育て、障害者スポーツ活動などを支援します

長寿・子育て・障害者基金事業は、長寿社会福祉基金（700億円）、高齢者・障害者福祉基金（500億円）、子育て支援基金（1,300億円）、障害者スポーツ支援基金（287.1億円）の運用益により、民間の創意工夫を活かした、社会福祉を振興するための事業に対する支援を行うことにより、高齢者や障害者の在宅福祉、生きがい・健康づくり、子育て支援、青少年の非行防止や健全育成、障害者スポーツの振興等の推進を図ることとしています。

●基金事業のしくみ

政府出資金 2,787.1億円

長寿社会福祉基金

（平成2年創設）

高齢者等の在宅福祉の充実と生きがい・健康づくり事業の推進を図るため、マンパワーの養成や在宅福祉事業の支援など福祉環境の整備について民間の創意工夫を活かしたきめ細かな支援を行っています。（平成2年より一般分、平成3年より特別分助成を開始）

高齢者・障害者福祉基金

（平成8年創設）

ボランティア団体等多様な主体が行う高齢者や障害者の地域の福祉活動等の充実を図るなど従来の施策の枠を超えたきめ細かな在宅福祉事業の支援を行っています。（平成8年より一般分、特別分、地方分助成を開始）

子育て支援基金

（平成10年創設平成12年増資）

少子化社会に対応した子育てに必要な各種事業及び青少年の非行防止等への民間団体を取り組む相談・普及・啓発活動などのきめ細かな事業の支援を行っています。（平成10年より一般分、特別分、地方分助成を開始）

障害者スポーツ支援基金

（平成10年創設平成16年取崩）

スポーツを通じて障害者の社会参加の推進を図るため、用具の改良、開発及びスポーツ競技団体の育成などきめ細かな事業の支援を行っています。（平成10年より一般分、特別分、地方分助成を開始）

助成区分

一般分助成

・助成対象：全国的な効果が期待できる事業を行う全国規模の団体

特別分助成

・助成対象：独創性、先駆性、普遍性のある事業を行う団体
・助成額：上限500万円

地方分助成

・助成対象：地域の実情に即したきめ細かな事業を行う団体
・助成額：上限200万円

交付金

・法律に基づく指定法人



助成区分別助成実績の推移

(単位:千円)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
長寿社会福祉基金	件数	1	73	93	79	82	109	111	99	82
	金額	88,580	2,348,070	2,715,300	1,999,107	1,119,681	1,478,984	1,216,755	1,027,671	882,887
高齢者・障害者福祉基金	件数	—	—	—	—	—	—	—	311	316
	金額	—	—	—	—	—	—	—	909,170	902,503
子育て支援基金	件数	—	—	—	—	—	—	—	—	70
	金額	—	—	—	—	—	—	—	—	592,154
障害者スポーツ支援基金	件数	—	—	—	—	—	—	—	—	24
	金額	—	—	—	—	—	—	—	—	191,852
合 計	団体数	1	35	47	44	51	64	69	369	423
	件数	1	73	93	79	82	109	111	410	492
	金額	88,580	2,348,094	2,715,330	1,999,137	1,119,717	1,479,036	1,216,821	1,937,483	2,570,076

		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度予算
長寿社会福祉基金	件数	77	80	89	87	72	52	56	57	70
	金額	859,303	865,727	801,202	705,282	597,542	449,998	448,351	491,865	906,404
高齢者・障害者福祉基金	件数	300	293	303	300	294	278	280	317	378
	金額	860,414	855,915	853,470	821,338	729,783	598,472	555,975	696,953	805,899
子育て支援基金	件数	243	370	367	353	368	323	340	360	470
	金額	1,017,539	1,428,248	1,518,609	1,513,723	1,391,228	942,890	900,928	1,035,271	1,260,542
障害者スポーツ支援基金	件数	97	78	90	99	100	89	92	103	115
	金額	329,870	357,320	389,549	398,959	368,249	1,136,549	370,166	531,954	441,891
合 計	団体数	647	745	750	744	787	713	748	813	1,016
	件数	717	821	849	839	834	742	768	837	1,033
	金額	3,068,204	3,508,478	3,564,080	3,440,514	3,088,082	3,129,097	2,276,674	2,757,405	3,416,478

注) 2年度～18年度は決算ベース。19年度は予算ベース。

(参考3)

次期中期目標における融資業務の見直しについて

見直しの内容

「中期目標期間終了後の組織・業務の見直しの結論を平成18年度中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)等を踏まえた融資業務の見直しを行う。

融資対象の重点化

(医療貸付)

- ・500床以上の病院については、政策優先度の高い医療部門(小児医療、周産期医療等)の整備に限定
- ・500床未満の病院については、政策優先度の高い地域医療を実施する病院の整備を優先(ガイドライン策定)
- ・病院の機械購入資金融資を廃止、長期運転資金融資は緊急的(災害復旧、制度改正等)なものに限定
- ・薬局、衛生検査所等の整備・運転に係る融資の廃止

(福祉貸付)

- ・政策優先度を踏まえ、融資対象の重点化及び介護関連施設に対する融資率の引き下げ
- ・協調融資制度における対象範囲の拡大

新規融資額の縮減等

新規融資額については、融資の重点化による縮減を図り、次期中期目標に削減目標を明記するとともに、融資残高も縮小していくこととする

これらの融資業務の見直しを行いつつ、平成24年度における融資枠が平成17年度実績の2割縮減となるよう、計画的な融資枠の縮減を図る。

福祉医療貸付の主な対象・条件【平成19年度】

(福祉貸付)

区 分	融資率	貸付利率	償還期間	貸付限度額
【社会福祉事業施設（介護関連施設を除く）】 ・児童福祉施設（保育所、知的障害児施設等） ・障害福祉サービス事業 等	80%	財政融資資金金利と同率	20年以内	(基準事業費 - 法的・制度的補助金) × 融資率
・母子福祉施設 ・婦人保護施設	75%			
【介護関連施設】 ・特別養護老人ホーム ・老人デイサービスセンター ・ケアハウス ・老人短期入所施設	75%	財政融資資金金利プラス0.1%	20年以内	(基準事業費 - 法的・制度的補助金) × 融資率
・社会福祉士養成施設等	75%	財政融資資金金利プラス0.2%	20年以内	(基準事業費 - 法的・制度的補助金) × 融資率
・有料老人ホーム ・高齢者総合福祉センター (基盤整備促進法に基づき整備されるもの)	75%	財政融資資金金利プラス0.5%	20年以内	(基準事業費 - 法的・制度的補助金) × 融資率
・特定有料老人ホーム	70%			
・在宅サービス事業等				

(医療貸付)

区 分	融資率	貸付利率	償還期間	貸付限度額
・病院（病床不足地域）の新築資金、増改築資金	80%	財政融資資金金利と同率	新築25年以内・増改築20年以内	7億2千万円 1 2
・病院（病床充足地域）の増改築資金		財政融資資金金利プラス0.5%		
・診療所（不足地域）の新築資金、増改築資金	80%	財政融資資金金利と同率	20年以内	5億円 1
・診療所（充足地域）の増改築資金				
・医療従事者養成施設の新築資金、増改築資金	70%	財政融資資金金利プラス0.5%		
・介護老人保健施設の新築資金、増改築資金	75%	財政融資資金金利プラス0.1%	新築25年以内・増改築20年以内	7億2千万円 1
・薬局、歯科技工所、衛生検査所、施術所の新築資金、増改築資金	70%	財政融資資金金利プラス0.5%	10年以内	4億円 1

1：定額限度額が貸付金額〔=標準建設費×融資額〕のいずれか低い額

2：地域医療支援病院等特定病院については、7億2千万円を超えて貸付を行うことができる

最近の福祉・医療改革の動向（福祉分野）

1990年 ゴールドプラン

- ・ヘルパー数や施設整備量などの整備目標を設定
- ・在宅福祉推進十か年事業
- ・ねたきり老人ゼロ作戦 等

福祉 8 法改正

- ・在宅福祉サービスの位置付けの明確化
- ・市町村及び都道府県老人福祉計画の策定 等

1995年 新ゴールドプラン

- ・ゴールドプランを全面的に見直し、ヘルパー数や施設整備量などの整備目標を大幅に引き上げ 等

エンゼルプラン

- ・子育てと仕事の両立支援
- ・保育システムの多様化・弾力化
（駅型保育、在宅保育サービス等の育成）
- ・低年齢保育、延長保育、一時的保育事業の拡充 等

1996年 障害者プラン

- ・ヘルパー数や施設整備量などの整備目標を設定
- ・住まい（公共賃貸住宅、グループホーム等）や働く場（授産施設等）の確保
- ・障害児の地域療育制度の整備
- ・精神障害者の社会復帰、福祉施策との充実 等

2000年 介護保険制度開始

- ・高齢者自身のサービス選択制へ
- ・ケアマネジメントの導入
- ・民間事業者や非営利組織等の多様な供給主体の参入 等

ゴールドプラン 2 1

- ・ホームヘルパーの人材確保等
- ・介護関連施設整備
- ・認知症高齢者支援対策の推進
- ・地域生活支援体制の整備
- ・利用者保護と信頼できる介護サービスの育成 等

新エンゼルプラン

- ・保育サービス等子育て支援サービスの充実
- ・仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備 等

2002年 待機児童ゼロ作戦

- ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（2001年7月閣議決定）の一部
- ・保育所、保育ママ、自治体単独施策、幼稚園の預かり保育等を活用 等

2003年 次世代育成支援対策推進法制定

- ・地方公共団体と企業（従業員301人以上）に対し、次世代育成支援のための行動計画策定を義務づけ

支援費制度開始

- ・「措置」から「契約」による「利用制度」への変更

新障害者プラン

- ・ヘルパー数、施設整備量などの整備目標を設定
- ・生活支援のための地域基盤整備（在宅・施設サービスの充実）
- ・精神障害者施策の充実、雇用・就業の確保 等

2005年 介護保険制度改正

- ・新予防給付の創設
- ・地域支援事業の創設
- ・地域密着型サービスの創設
- ・地域包括支援センターの創設 等

障害者自立支援法制定

- ・3障害（身体・知的・精神）一元化
- ・利用者本位のサービス体系に再編
- ・就労支援の抜本的強化 等

子ども・子育て応援プラン

- ・保育事業中心から若者の自立・教育、働き方の見直し等も含めた幅広いプランへ
- ・国の市町村における行動計画の推進を支援

最近の福祉・医療改革の動向（医療分野）

1984年 健康保険法等改正

- ・本人の1割負担導入等

1985年 第1次医療法改正

- ・都道府県医療計画制度の導入等

1992年 第2次医療法改正

- ・療養型病床群の制度化等

1997年 健康保険法等改正

- ・本人の一部負担1割 2割等

第3次医療法改正

- ・診療所への療養型病床群の設置等

2000年 第4次医療法改正

- ・病床区分の見直し（療養病床、一般病床の創設）等

2002年 健康保険法等改正

- ・本人等3割負担等
- ・高齢者定率1割負担

2006年 健康保険法改正

- ・医療費適正化計画の策定等

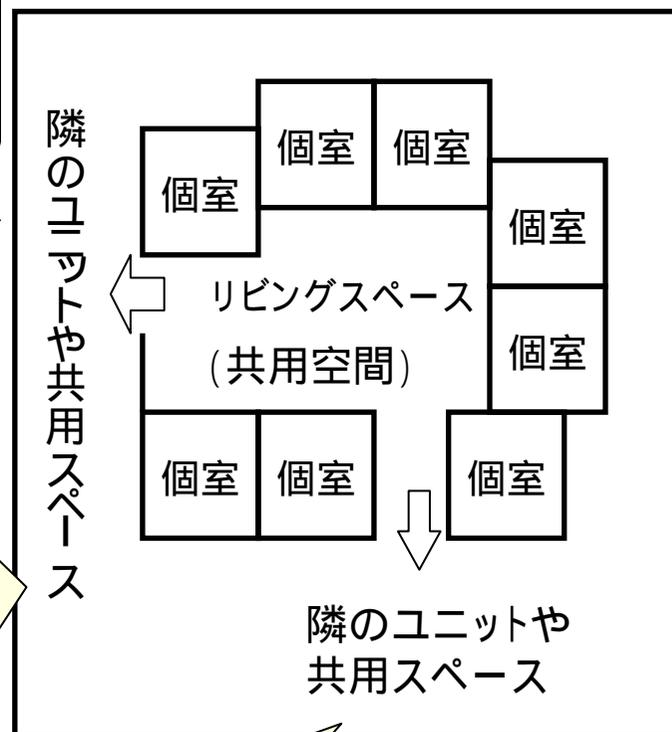
第5次医療法改正

- ・医療計画制度、医療法人制度の見直し等

特別養護老人ホームにおける個室化・ユニットケアの推進について

入所者一人一人の個性と生活のリズムを尊重した介護 = **個別ケア**

在宅に近い居住環境
入居者一人一人の個性や生活のリズムに沿う
他人との人間関係を築く
そういう日常生活を営めるように介護を行う



認知症高齢者ケアにも有効
- 生活そのものをケアとして組立 -

小規模な居住空間
家庭的な雰囲気
なじみの人間関係
住み慣れた地域での生活の継続

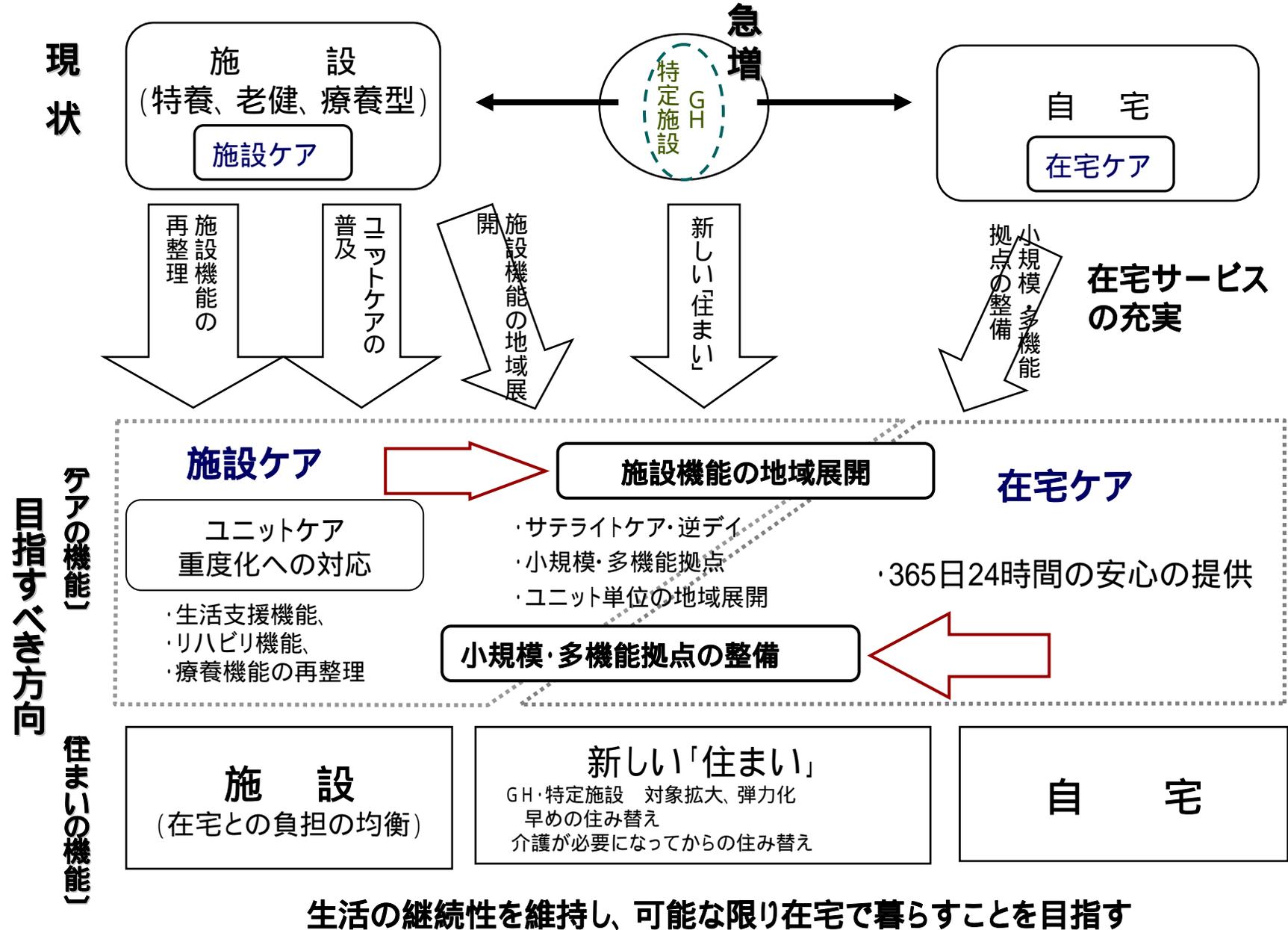
ハードウェアとソフトウェア双方で対応：
在宅に近い居住環境（個室と共用空間）
ユニットごとに職員を配置（生活単位と介護単位の一致）

特別養護老人ホームにおけるユニットケアの状況

(平成16年10月1日現在)

	総数	ユニットケア実施数	割合
施設数	5,291	373	7.0%
定員数	363,747	17,799	4.9%

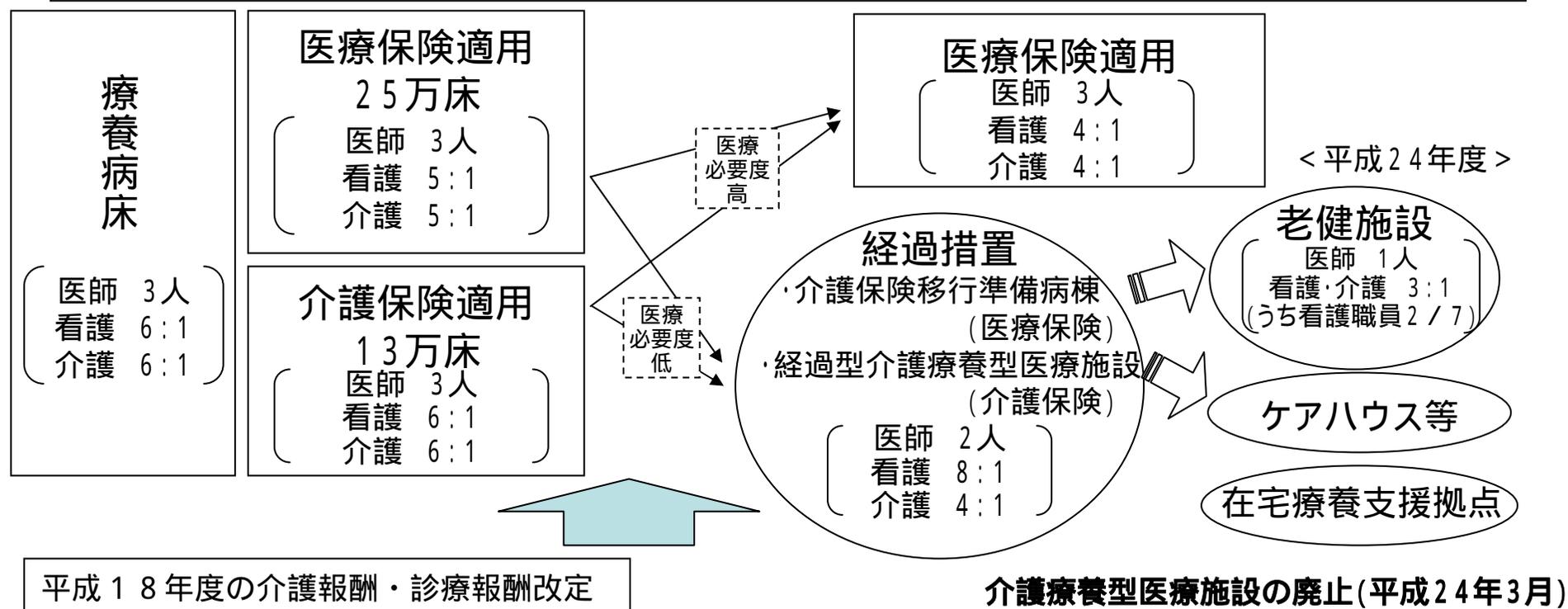
地域密着型の新しい介護サービスの基盤の整備



生活の継続性を維持し、可能な限り在宅で暮らすことを目指す

医療の必要性に応じた療養病床の再編成

療養病床については、医療の必要度の高い患者を受け入れるものに限定し、医療保険で対応するとともに、
医療の必要性の低い患者については、病院ではなく在宅、居住系サービス、又は老健施設等で受け止めることで対応する。



(1) 医師・看護職員の配置等が緩和された「経過型介護療養型医療施設」の創設[介護報酬改定]

将来的な老健施設等への移行を視野に入れた平成23年度末までの経過措置

(2) 医療の必要性による区分の導入[診療報酬改定]

- ・医療の必要性の高い患者については評価を引き上げ、低い患者については評価を引き下げ
- ・医療の必要性の低い患者を一定以上受け入れている場合について、「介護保険移行準備病棟」を平成23年度末までの経過措置として創設

(参考4)

福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業

施設の健全経営を支援するため経営診断・指導を行います

社会福祉事業施設及び医療施設の経営の安定及び向上に資するため、集団経営指導（セミナー）及び特別養護老人ホーム、ケアハウス、病院、診療所、介護老人保健施設に係る個別経営診断・指導を行っています。

また、継続的な地域医療の確保を図る観点から、引退を考えてはいるものの後継者がいない開業医等に、後継者を紹介する開業医承継支援事業を行っています。

集団経営指導（セミナー）

経営者等を対象に行政担当者、学識経験者等を講師としてセミナー方式で経営指導

区分	開催回数	参加者
平成15年度	12回	1,722人
平成16年度	18回	2,015人
平成17年度	17回	2,754人
平成18年度	17回	2,706人
合計	64回	9,197人

個別経営診断・指導

施設に対する直接的な経営診断・指導（平成18年度から簡易経営診断を開始）

区分	診断件数	うち簡易経営診断
平成15年度	18件	
平成16年度	40件	
平成17年度	42件	
平成18年度	280件	259件
合計	380件	259件

開業医承継支援事業

継続的な地域医療の確保を図るため、後継者がいない開業医に後継者を紹介

区分	紹介件数
平成15年度	36件
平成16年度	52件
平成17年度	40件
平成18年度	12件
合計	140件

平成20年度に廃止

(参考5)

福祉保健医療情報サービス事業

福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

福祉保健医療関連の情報を提供します

国、地方公共団体を始め、福祉保健医療に関する民間団体等が利用できる共通の情報ネットワークシステム「福祉保健医療情報ネットワークシステム（通称：WAM NET《ワムネット》（Welfare And Medical Service NETwork System））」を整備し、関係機関との情報の連携・共有化を図りながら、福祉サービス及び医療サービスの利用者並びに提供者等の関係者に広く福祉保健医療関連の情報を提供しています。

WAM NET ワムネットオープン

介護保険制度・障害者福祉制度の多彩な情報を提供しています。

全国の病院・診療所・歯科診療所の情報を検索することができます。

厚生労働省で開催された会議の資料や通知などを入手できます。

福祉・保健・医療に関するイベント・セミナーを掲載しています。

WAM NET Plus ワムネットプラス

介護保険制度と障害者自立支援法について、Q&A方式で丁寧に説明しています。

週替わりで役立つ情報を楽しい画面で紹介しています。

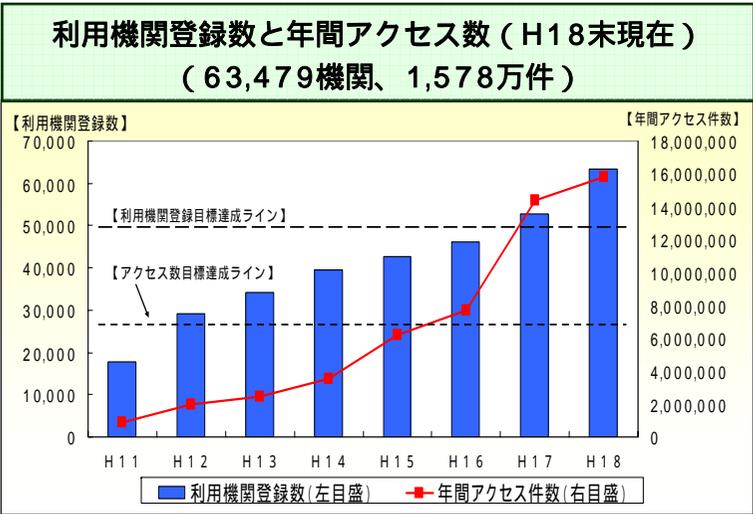
お子さま向けの福祉・保健・医療に関する楽しい読み物を掲載しています。

福祉・保健・医療に関するリンク週を掲載しています。

WAM NET ワムネットコミュニティー（会員サイト）

施設・事業所のPRや全国の方との意見交換ができます。

特定の会員同士（グループ）で情報を共有することができます。



利用機関登録者（63,479機関）の内訳（H18末現在）

区分	行政機関	福祉施設	医療施設	関係団体	その他
件数	9,087	31,583	5,885	4,899	12,025
割合	14.3%	49.8%	9.3%	7.7%	18.9%